

小・中・高等学校のセクシャルマイノリティ
—文献の学際的研究から現状を探る—

Sexual minorities in elementary, junior high and high schools :
Exploring the current situation through interdisciplinary
research in literature

角 田 和 也

Kazuya TSUNODA

Abstract

The purpose of the present study is to understand the circumstances of the Ministry of Education in 2010 and the status of the teachers in the school, and the current status of the sexual minority students. It is to clarify the improvement that is demanded of the educational site.

Japan Education Administration has long been a situation in which it has not acknowledged its existence to sexual minorities, but since 2010, it has become increasingly to show positive attitudes in a way that boosts social background. It became clear that there was.

In addition, sexual minority students do not talk about their sexual. It is difficult for a person who has experienced a joke, teasing, or bullying to seek a helping hand in the school, or to develop mental problems by bullying or violence. It became clear that there were not a few people who had fallen into the social misfits state, and were actually trying to do self-mutilation or commit suicide ideation.

In addition, teachers do not have an accurate understanding and recognition of sexual minorities, and therefore are reluctant to carry out education on sexual minorities, because they may be overlooking the existence of sexual minority students. In hidden curriculum, it was clarified that the gender-duality system and the heterosexual-love principle included inappropriate behavior for sexual minorities through the teaching of subjects and their involvement with students.

Therefore, it was pointed out that it is important for each teacher to acquire the correct recognition and knowledge of sexual minorities, in order to improve and improve the student's teaching efforts, and to the whole educational world of Japan would be a challenge in the future to advance the change of values to sex.

Keywords : *sexual minority, the hidden curriculum, correct recognition and knowledge of sexual minorities*

I. はじめに

2010年4月、文部科学省が「児童生徒が抱える問題
に対しての教育相談の徹底について(通知)」という文
書を各都道府県教育委員会等へ通知した。その中で、
「児童生徒が抱える問題は多様化し、ますます複雑に
なって」¹²⁾いるとした上で、「性同一性障害のある児童
生徒は、<中略>学校での活動を含め日常の活動に悩
みを抱え、心身への負担が過大なものとなることが懸
念されます。こうした問題に関しては、個別の事案に
応じたきめ細やかな対応が必要であり、学校関係者に

においては、児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、
児童生徒の立場から教育相談を行うことが求められて
おります。」¹²⁾と述べられた。

この通知は、文部科学省が性同一性障害で悩む児童
生徒の存在を公式に認め、かつ各学校の教職員に対し
て相談に応じたり関係医療機関とも連携するなどし
て、「児童生徒の心情に十分配慮した対応」¹²⁾をするよ
う求めた点において画期的なものだとされている。そ
してこの通知以後、後述するように、確かに学校やそ
の周辺でLGBT¹⁾などのセクシャルマイノリティに
関する新しい動きや変化がこれまで以上にみられるよ
うになった。しかし、こうした急激な変化は、時に追
随する者が盲目的に流れに乗るだけの事態を産み、そ

日本女子体育大学(講師)

の積み重ねによって本来文部科学省が求めていた目的から外れた主旨の動きが多数生じてくることも考えられ、その結果として児童生徒の心情が配慮されない状態が継続する事態も生じかねない。

そこで本研究では、セクシャルマイノリティと学校に関する近年の先行研究を中心に概観しながら、現在の教育現場に求められる改善点を明確にしていくことを最終的な目的とする。そのためには、まず文部科学省が通知を出すに至った経緯及びその後の状況等を整理し、文部科学省が現在何を教育現場に求めているのかを把握する必要がある。しかし、先行研究にはこうした経緯について詳細にまとめられた文献は見当たらない。そこで、この整理及び把握をすることを1つめの目的とした。また、現在の教育現場の改善点を明確にするためには、学校でのセクシャルマイノリティ児童生徒の現状および対応に当たる教員側の現状を把握することも必要である。しかし、これらの先行研究は医学を中心（日高・木村・市川（2007）²⁾、中塚（2017b）²⁰⁾など）に教育社会学（小宮（2010）⁶⁾など）などに散見されるものの、これらの知見を集約した学際的な研究は行われていない。そこで、これら先行研究を学際的に集約して学校でのセクシャルマイノリティ児童生徒の現状および対応に当たる教員側の現状についての新たな知見を得ることを2つめの目的とした。そして、これら把握された内容を基にして、現在の教育現場に求められる改善点を明確にしていくことを最終的な目的とした。

本研究は、まず学問領域に関係なく広くセクシャルマイノリティに関する文献を収集し、さらにその中から文部科学省のセクシャルマイノリティに対しての動きに関する記述がある文献および学校におけるセクシャルマイノリティに関する記述のある文献のみを厳選して分析を行った。なお、収集した文献の中には同じデータに基づく内容が記述されているものも存在したが、可能な限り初出の文献を辿り、引用するようにした。

なお本研究では、文献の引用部分を除いて性的マイノリティ全体を表す表現として「セクシャルマイノリティ」を用いることとする。この「セクシャルマイノリティ」という表現については、当事者の中にはこの呼び方を好まない者もいる（安川・門田、2015）²³⁾とされるが、中塚（2017a）が「性的マイノリティ、LGBT（あるいは、LGBTI）、SOGI²⁾というようにいろいろな言葉が使用されていますが、〈中略〉どの言葉を使用

しても、すべての人が納得できているわけではありません。」¹⁸⁾と述べているように、現状ではどの表現を用いても当事者全員が納得できる言葉とはならない。そこで、より多くの状態像を表現することができる言葉として「セクシャルマイノリティ」を使用することとした。

II. 教育を中心とした行政の動き

1. セクシャルマイノリティの存在否認の時代

1979年に文部省（現文部科学省）が発行した「生徒の問題行動に関する基礎資料—中学校・高等学校編—」には、「同性愛」は「倒錯型性非行」の一つと分類されており、「一般的に言って健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るもので、現在社会にあっても是認されるものではないであろう」¹⁹⁾と記されており、セクシャルマイノリティの存在そのものを否定的にとらえた見解を示していた。同書の中には、「専門機関による治療が望まれる」¹⁹⁾という記述も見られており、当時のセクシャルマイノリティを取り巻く日本の社会情勢が学校にも色濃く反映されている様子がわかる。

この傾向は1986年に発行された「生徒指導における性に関する指導—中学校・高等学校編—」になると多少変化がみられ、同性愛やそれに類する記述は一切見られなくなる。しかしながら、内容は一貫して性別二元制に基づいており、「学校はすべての生徒に対して人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、人間尊重、男女平等の精神に基づき、男女の人間関係や現在及び将来の生活における性にかかわる諸問題に対して、適切な意思決定や行動の選択ができるよう性に関する指導を充実することが必要である。」¹⁶⁾と「性に関する指導の基本」に記されているように、セクシャルマイノリティの存在を否定的にとらえている傾向には変化がみられない。

2. セクシャルマイノリティの存在肯定への変化

1994年に一つの転機が訪れる。それは、横浜市で始まる国際エイズ会議出席のため来日した海外の同性愛者団体の代表と当時の岡崎トミ子・文部政務次官の会談²⁴⁾に先立って、文部省側が1979年「生徒の問題行動に

関する基礎資料—中学校・高等学校編—の「同性愛」に関する記述を不適切であると認めたことである。そしてその後、当該部分の記述の削除が行われている¹⁷⁾。

その後10年ほどの間、文部省および再編後の文部科学省においてはセクシャルマイノリティに関する新たな動きはうかがえない。しかし世間では、この間の2002年にFTM⁽⁴⁾当事者である女性競艇選手が登録を男性に変更し、その翌年には世田谷区議会議員にMTF⁽⁴⁾の当事者が公表した上で当選を果たすという具合に、性同一性障害への認識の変化がうかがえる事象が連続して生じている。また、こうした社会の性同一性障害への認識や世界的な状況の変化を受けて、2004年7月16日に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行されており、セクシャルマイノリティ当事者を取り巻く環境は少しずつではあるものの、確実に変化してきている様子がうかがえる。

この流れは、この後、学校の現場サイドにも波及することになった。まずは2006年、MTFの小学2年生の男児が入学時より女児として受け入れられていたという事例が報道された¹⁸⁾。これに続いて、2010年2月には埼玉県で公立小学校2年生男児の女児としての登校が、次いで鹿児島県で中学1年生女子の男子としての通学が認められたという事例が相次いで報道されている²⁰⁾。特に鹿児島県のケースでは、校長が「対応に迷ったが、他県で同じようなケースがあったことで踏み切れた」とその影響を認めている発言が確認できる²⁰⁾。この後、冒頭の「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について(通知)」が2010年4月に通知され、性同一性障害で悩む児童生徒に対して教職員が当該児童生徒の心情に十分配慮した対応をするよう求めている⁽⁶⁾。

このように、1994年に生じた当時の文部省の一連の対応以降、2010年まで16年間行政サイドには目立った動きは見られないのだが、セクシャルマイノリティへの社会の認識・対応の変化に歩調を合わせる形で、先んじて学校現場サイドから新たな動きが生じたというのがこの時期の特徴であろう。本稿冒頭で示した2010年の通知には、こうした現場の動きを追認するとともに一定の基準をつくる意図があったのではないだろうか。

3. セクシャルマイノリティの存在肯定後の動き

通知から3年後の2013年4月～12月に、文部科学省

は「学校における性同一性障害に係る対応に関する現状把握を行い、全体的な状況及び配慮の具体的内容など、学校における性同一性障害に係る対応を充実させるための情報を得ること」¹³⁾を目的とした調査を実施し、その結果を2014年6月に「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」の中で公表している¹³⁾。

しかしながら、2012年8月に初めて全体的な見直しが行なわれた際に「性的マイノリティ」に関する内容が初めて明記された「自殺総合対策大綱」には、この調査結果に先んじる形で「自殺を予防するための当面の重点施策」として「教職員に対する普及啓発等の実施」が掲げられている。具体的には、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」と記載されており⁸⁾、セクシャルマイノリティに対する教職員の無理解や偏見等が、彼らの自死に少なからず影響を与えていることを示唆している。

こうした状況を受けて、文部科学省は、2015年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という文書を全国の小・中・高等学校・特別支援学校等を管轄する教育委員会等に通知している。この中で、「『自殺総合対策大綱』(平成24年8月28日閣議決定)を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要」と教職員に対して言動や認識の現状改善を求めている。一方で、「悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにした」⁹⁾と述べており、性同一性障害というセクシャルマイノリティの一握りだけでなく、他のすべてのセクシャルマイノリティに対しても同等の対応をするようにも求めている。

なお、この通知には「性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等」が4ページに渡って記されているが、この通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から寄せられた質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめたものが、2016年4月に文部科学省が作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」¹⁴⁾と同資料中に述べられている¹⁴⁾。

また、教育委員会レベルでも、2015年の通知以降新

た動きが活発化してきている。朝日新聞が2016年11月～12月に日高庸晴・宝塚大看護学部教授（社会疫学）の協力を得て都道府県と政令指定都市の計67教育委員会を対象に実施したLGBTへの理解を進める取り組みについての調査によると、40の教育委員会でLGBTに特化した教員研修を行っていることが明らかとなった。また同調査では、教員向けの人権研修などでLGBTをテーマに取り上げているとした教育委員会も22あり、合計すると62の教育委員会がLGBTを研修の対象としていることが明らかとなっている¹⁹。

このように、2010年以降の教育を中心とした行政サイドのセクシャルマイノリティに対する動きは、一転して推進的な様相を見せている。しかしながら、この一連の動きはやはり必要なことだとはいえ性急である感は否めない。セクシャルマイノリティの児童生徒にとって重要なのは、実際に児童生徒とかがかわる最前線の教育現場にいる教職員がこの短期間にどれだけセクシャルマイノリティや当該児童生徒の現状に対しての理解を深め、従来の態度から望ましい態度へと変化を遂げているかということである。そしてそのためには、教職員がセクシャルマイノリティ児童生徒の正しい理解および適切な態度を身につけることができるようにするための濃密な取り組みが、教育現場で実際におこなわれているのかどうかということになる。そこで、まず次節ではセクシャルマイノリティ児童生徒の現状を整理し、その後に教育現場の教員の現状について検討することにする。

Ⅲ. セクシャルマイノリティ児童生徒の学校での現状

1. 自身の性別に違和感を覚える時期

中塚（2017b）によると、岡山大学ジェンダークリニックを受診した性同一性障害当事者1,167人のうち、すでに56.6%が小学校入学以前に、70.1%が小学校高学年までに、80.0%が中学生までに性別違和感を覚えていたという²⁰。また、いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン[®]（2014）がインターネットの無料アンケートサイトを用いて実施した実態調査によると、自分がLGBTであるかもしれない気がついた学年については、回答者609人のうち「非異性愛男子」、「非異性愛女子」および「性別違和のある女子」はそれぞれ中学1年生（25%）、中学1年生（18%）、中学2年生（18%）が最多で、いずれも小学6年生～高校1

年生の期間に自覚したと回答した者が約半数いたとされている。また「性別違和のある男子」の場合には、小学校入学前（25%）が最多で、約半数が小学校卒業までに自覚したと回答しているという²¹。さらに日高ら（2007）は、ゲイ・バイセクシュアル男性1,025人の思春期に生じたその後の人生に影響を与えた生活上の出来事の平均年齢として、「ゲイであることを何となく自覚した」のは13.1歳、「ゲイであることをはっきりと自覚」したのが17.0歳と述べている²²。

これらの情報から、セクシャルマイノリティの児童生徒の場合、自身の性別について半数以上が就学以前に、7割が小学校高学年になるまでに違和感を抱くようになり、二次性徴や性への目覚めを経験する思春期に突入した中学1年生頃から徐々にセクシャルマイノリティである自覚をもつようになることが推測できる。思春期の発達課題とされている二次性徴によって生じる自身の身体の変化の受容、および同時に生じる性の対象の指向性の意識化等の過程で、自身の性のありようを自覚することはどの児童生徒にも生じる現象であろう。セクシャルマイノリティの児童生徒もこの過程は同様であると考えられるが、その際に、自覚した自身の性のありようが周囲に受け入れられないという問題が並行して起こることが推測される。それゆえ、通常よりも多くの悩みを抱える上に周囲に理解されない状況も加わることによって、深刻な事態に発展しやすいことが予測されよう。

しかしながら、思春期を迎える小学校高学年より以前にみられる性別違和感については、その時は自覚していても「青年期までに消失する例があることが知られており、いくら苦痛が強いといっても不可逆的な変化を伴うホルモン療法や手術をいきなり実施するのはリスクが大きい。」（松本、2016a）¹⁰ので、その児童生徒を教育現場で安易にセクシャルマイノリティだと判断することには慎重になる必要もあると言わざるを得ない。こうしたケースでは、専門家との連携は不可欠であろう。

2. カミングアウトの実態

前項で、セクシャルマイノリティ児童生徒の7割が小学校高学年までに性別違和感を抱く可能性を指摘したが、中塚（2017b）の調査によると、「小学生の頃に性別違和感を言葉で伝えることができたか」という質問に対して「すぐに伝えた」と回答した者はMTFにはおらず、FTMの10.0%のみ、「少し迷ったが伝えた」

と回答した者は MTF の6.5%および FTM の8.0%のみであり、実に MTF の93.5%、FTM の82.0%は性別違和感を言葉で伝えることができていなかったという²⁰⁾。また、いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン (2014) の調査では、自分が LGBT であるかもしれないということを「高校卒業までに誰にも話さなかった」割合は生物学的男子の53%、女子の31%に上っており、自分が LGBT であるかもしれないことを「高校卒業までに周囲の誰かに話した」場合でも、人数は生物学的男子、女子共に「1～4人」が最も多く(それぞれ23%、38%)、次いで「5～9人」(それぞれ11%、15%)となっていた。これらの結果から、小学校時代に感じた性別への違和感をほとんど誰にも語るができないまま思春期を迎え、多感な時期になっても自身の本来の姿を周囲にさらけ出すことができないまま学校に居続けている姿が浮かび上がってくる⁵⁾。

ちなみに、同調査によると、カミングアウトに選んでいる相手(複数回答)は「同級生」が圧倒的に多く(性別違和のある男子58%、非異性愛男子61%、性別違和のある女子75%、非異性愛女子77%)、次いで「同年代の友人(部活の友人)」(それぞれ29%、36%、36%、36%)となっており、「担任の教師」(それぞれ29%、10%、17%、7%)や「養護教諭」(それぞれ23%、11%、22%、6%)といった教員よりも、日頃から付き合いのあり信頼できる同世代の児童生徒の方にカミングアウトする傾向がうかがえる⁵⁾。また松本(2016b)は、「1999年以降、2000名を越える受診者を迎え入れているが、中学生以下で初診した人は全体の3%に過ぎず、小学生以下の受診者となるとわずか10名以下に留まっている。」と述べている¹⁴⁾が、医療機関への受診にあたってはこれらの年代は親へのカミングアウトがまず先に必要となるため、親へのカミングアウトができていない、もしくはカミングアウトをしたが受け入れてもらえていない状況が考えられる。

どちらの調査結果からも、大人に対するカミングアウトの壁の高さが感じられるが、子どもたちにとって身近な大人の代表である親や教員は世論のステレオタイプの代表ともなり得るので、社会や学校内でのセクシャルマイノリティへの認識を感じ取っている当該児童生徒が自身のことを身近な大人に語りにくくなっている状況は推察できる。

いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン(2014)の調査は「カミングアウトしなかった理由」(複数回答)についても回答を得ているが、それによると

「理解されるか不安だった」(性別違和のある男子62%、非異性愛男子67%、性別違和のある女子66%、非異性愛女子59%)、「話すといじめや差別を受けそうだった」(それぞれ60%、59%、38%、33%)と不安や恐れを理由に挙げた者が多いことがわかる。また、「どう話していいかわからなかった」(それぞれ51%、40%、46%、39%)とカミングアウトをしようとする意志はあったが結果的にできなかった者がいたことが明らかにされており、カミングアウトを実際に行うことの難しさがこれらの結果からはうかがえよう⁵⁾。

3. 学校でのセクシャルマイノリティの扱い

日高(2017)によると、10代以上の LGBT 当事者 15,064人を対象としたオンライン調査で学校教育で同性愛についての知識を習ったかどうか尋ねたところ、「一切習っていない」という回答が全体の68.0%を占め、「異常なものとして習った」「否定的な情報を得た」という回答が合わせて22.6%あり、これらを合わせて得られるセクシャルマイノリティに関する情報提供の不適切さの占める割合は、実に9割を越えるということを明らかにしている³⁾。中塚(2017a)によると、過去の複数の調査結果から約8%の日本人が性的マイノリティで、これは日本人のおよそ13人に1人の割合になるという。そしてこの割合は、「左利きの人」や「AB型の人」の存在割合と変わらないとされている¹⁸⁾。数字からは性的マイノリティの存在する割合は決して少ないということはないのだが、実際には左利きやAB型と同じようには認知されていない現状がある。こうした状況がつけられている要因の1つとして、この情報提供の問題は挙げることができるのではないだろうか。

実際に、いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン(2014)の調査結果によると、LGBTかもしれないと感じている当事者が小学校から高校時代の間学校で友人や同級生による LGBT についての冗談やからかいを見聞きした経験は、回答者全体の84%に及び、その内訳として「特定のだれかを指したものではないが見聞きした」が62%で、「周囲のだれかを対象にしたものを見聞きした」「自分が不快な冗談やからかいを受けた」と続いている。しかし、冗談やからかいを見聞きした際の対応については、「何もなかった」が7～8割と最も多く、次いで「自分がいじめられないよう一緒になって笑った」の順となっている⁵⁾。

数少ないカミングアウトの相手に選ばれる可能性の

高い同級生や同年代の友人であるが、彼らも学校からの不適切な情報提供をされてきた側の者たちであり、また社会や学校内でのセクシャルマイノリティへの認識の影響を受けてきた者たちでもある。そのため、高い確率で冗談やからかいといった攻撃性をセクシャルマイノリティの児童生徒に向けてくることは容易に推察できる。しかし攻撃された側にいる者は、少なくとも学校内に救いの手を求めることは難しくなってしまう。その結果、何もせずもしくは表面的には一緒に笑って、今以上に自身に火の粉が降りかからないよう嵐の過ぎ去るのを待つという姿勢がうかがえるセクシャルマイノリティの児童生徒が多数みられるのだろう。

4. いじめ・暴力の経験とその影響

いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン(2014)の調査では、全回答者の68%は「身体的暴力」「言葉による暴力」「性的な暴力」「無視・仲間はずれ」のいずれかを経験しており、「言葉によるいじめや暴力」(53%)、「無視・仲間はずれ」(49%)の順で多かった(複数回答)としている⁹⁾。同様の傾向は、10代以上のLGBT当事者15,064人を対象とした日高(2017)によるオンライン調査でも明らかにされており、小・中・高校の学校生活におけるいじめ被害の経験を尋ねたところ、全体の58.2%が「経験している」と回答し、このうち63.8%が「言葉によるいじめ」を、18.3%が「服を脱がされるいじめ」を経験したと回答したことがわかっている⁹⁾。

前節で触れた冗談やからかいだけでなく、言葉によるいじめというより深刻な状況を、半数を越えるセクシャルマイノリティ児童生徒が経験していることがこれらの調査から浮かび上がってくる。また、無視や仲間はずれもほぼ半数の者が経験しており、直接的で表面的にその形跡が残るものではなく、視覚ではとらえにくい精神的には深刻なダメージを与えていく暴力が主流になっている様子が見えてくる。そして、こうしたいじめや暴力を複数学年に渡って受けていた者が全体の72%、その中には5学年以上に渡って被害を経験していた者が多数存在していたという報告もみられ、事態の深刻さがうかがい知れよう(いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン, 2014)⁹⁾。

そこで、いじめや暴力を受けたことによる影響についてみてみると、同調査から「学校に行くのがいやになった」(43%)、「人を信じられなくなった」(37%)、「クラスで孤立した」(28%)、「今でも、その経験をと

きどき思い出す」(44%)、「今でも、その経験を思い出すとつらくなる」(33%)など、社会不適応や心の傷の原因となっている様子が見えてくる。また、「自殺を考えた」(32%)、「わざと自分の身体を傷つけた(リストカットなど)」(22%)など、希死念慮や自傷行為といった深刻な事態にも影響を及ぼしていることも明らかとなっている⁹⁾。また、中塚(2017b)の調査では、自殺念慮(58.6%)、自傷行為・自殺未遂(28.4%)、不登校(29.4%)、精神科合併症(対人恐怖などを含む『不安症』、気分をふさぐ『うつ』など)(16.5%)がいずれも高率でみられたという²⁰⁾。さらに日高(2015)は、ゲイ・バイセクシュアル男性5,731人のうち、65.9%が自殺念慮を経験し、14.0%が実際に自殺未遂経験を有することを明らかにしている。また、10代のゲイ・バイセクシュアル男性の自傷行為の生涯経験割合が17.0%で、首都圏男子中高生の自傷行為経験割合の2倍以上であることも明らかにしている⁴⁾。

以上のように、いじめや暴力を受けた影響はかなり深刻なものが多く、今でも癒えない心の傷を抱えて精神的問題を発症したり、社会不適応状態に陥ったり、自殺念慮を抱いて実際に自傷行為や自殺未遂という形で行動化してしまったりと、自身の生活だけでなく人生そのものが平穏とは言えない状況になってしまっている様子が見えてくる。

いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン(2014)の調査結果では、こうした事態を生み出した加害者で最も多かったのは、生物学的男子、女子のいずれにおいても「同性の同級生」(男子85%、女子80%)であり、次いで「異性の同級生」(それぞれ33%、47%)であった⁹⁾。いずれもカミングアウトの相手として選ばれる可能性の高い者たちであるが、前項で考察したように、同級生は容易に牙を向けてくる相手にもなるので、セクシャルマイノリティ児童生徒がカミングアウトを躊躇する理由に挙げられることも合点がいく。また同調査では、驚くべきことに担任によるいじめや暴力を経験した者も生物学的男子で12%、女子で11%も存在したことが明らかにされている⁹⁾。担任は、本来は身近な存在として児童生徒が信頼を寄せ易い立場にあり、その信頼を安全基地として、児童生徒が学校生活を送る際の拠り所となることが役割の1つと考えられる。その担任によるいじめや暴力は、明らかに人権侵害として許される行為ではない。しかしながら、なぜこうした状況が生じてしまうのかを検討しなければ、今後の事態の改善には結びつかないであろう。

IV. 教育現場の教員の現状

1. 調査結果からうかがえる教員の現状

(1) セクシャルマイノリティの理解状況

日高 (2015) が実施した保育園・幼稚園～高等学校に所属する教員および保育士5,979人を対象としたアンケート調査によると、「同性愛について出身養成機関で学んだことがある」者は7.5%、「性同一性障害について出身養成機関で学んだことがある」者は8.1%であった⁴⁾。しかし、安川・門田 (2015) が小中高等学校の人権担当または担任経験のある教員および養護教諭278人に対して実施した郵送アンケート調査の結果によると、「今までに『性の違和感や迷いを感じる人』に関して学んだり、知識・情報を得る機会がありましたか。」という質問に対して、「はい」と答えた者は、人権担当 (いない場合は担任経験のある) 教員で83.6%、養護教諭で92.4%だったという²³⁾。

これらの結果から、多くの教員が実際に教育現場に出てからセクシャルマイノリティについての知識を得ている現状がうかがえる。また、教員の57.1%が学生時代に性の多様性に関する授業があれば履修したかったと回答し、60.6%が性の多様性に関する研修があれば参加したいと回答している (日高, 2015)⁴⁾。さらに、知識・情報を得る機会として7割前後の教員が「研修・講演会・勉強会・講習」と回答している (安川・門田, 2015)²³⁾ことから、その必要性の高さがうかがい知れよう。しかしながら、安川・門田 (2015) には知識・情報を得る機会として教員の7割ほどが「テレビやラジオ」を、5割ほどが「新聞」を、4割ほどが「本や雑誌」を挙げている結果も同時に示されており²³⁾、得た知識や情報が正確性に欠ける可能性も示唆されている。

実際に、日高 (2015) の調査から「同性愛は精神的な病気のひとつだと思いますか」という問いに「そう思う」と回答した者が5.7%、「わからない」と回答した者が25.1%もあり、3割ほどの教員がセクシャルマイノリティの1つのありように過ぎない同性愛を精神的な病気と区別できていないことが明らかにされている。また、「同性愛になるか異性愛になるか、本人の選択によるものだと思いますか」という問いに対しても「そう思う」と回答した者が38.6%、「わからない」と回答した者が32.8%もあり、7割を越える教員が同性愛を選択したり修正したりできない「指向」ではなく、自ら進んで好み親しむ「嗜好」として誤った認識をもっているか区別がつかなくなっていることもわかっている⁴⁾。

さらに朝日新聞 (2017) の調査によれば、研修への参加教員数 (延べ123,553人) を、単純に67教育委員会の全教員数 (1,772,562人) で割ると平均参加率は約7%となり、これをさらに教育委員会ごとの参加率で見ると、最も高い岡山県教育委員会の69%を筆頭に16教育委員会で10%を超えていたのに対し、15教育委員会は「1%以上3%未満」、13教育委員会は「1%未満」で、取り組みに濃淡が表れたということである⁴⁾。こうした状況は当然のことながら児童生徒へのかかわりにも望まれない形で影響を及ぼしていることが推測されよう。

(2) セクシャルマイノリティ児童生徒への対応の実際

文部科学省 (2014) が国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、幼稚部を除く特別支援学校に対して各都道府県教育委員会等を通じて実施した性同一性障害児童生徒への対応に関する状況調査によると、報告のあった606件 (戸籍上男39.1%、女60.4%、無回答0.5%) の学校段階の内訳は、小学校低学年4.3%、小学校中学年4.5%、小学校高学年6.6%、中学校18.2%、高等学校66.5%となっており¹³⁾、全体としてセクシャルマイノリティ児童生徒が性別違和感を抱く年齢からはかなり後年になってから把握されていることがわかる。また多くの児童生徒に二次性徴が発現する中学生になっても3割ほどしかセクシャルマイノリティ児童生徒の存在が把握されていない状況がうかがえ、対応の遅れが課題の1つとして挙げられよう。

セクシャルマイノリティ児童生徒と直接かかわった経験については、日高 (2015) の調査に「同性愛と思われる男子がいた」10.4%、「同性愛と思われる女子がいた」10.2%、「性同一性障害と思われる男子がいた」10.4%、「性同一性障害と思われる女子がいた」13.4%、「実際に性同一性障害と思われる生徒とかかわったことがある」11.9%、「実際に同性愛と思われる生徒とかかわったことがある」7.5%という結果がみられる⁴⁾。13人に1人いるとされるセクシャルマイノリティの児童生徒の在籍状況を考えると、40人学級の場合には1クラスに少なくとも3人は在籍することになるが、この結果からは多くの当該児童生徒がその存在を把握されていないことが推察される。

一方で、安川・門田 (2015) は、「『性の違和感や迷いを感じている児童生徒』に対応・指導をする (ことになった) 場合不安や困難を感じますか (感じると思えますか)。」という質問に対して、人権担当 (いない

場合は担任経験のある) 教員の50.7%, 養護教諭の58.3%が、「はい」と回答したと述べており、対応の難しさを教員自身が感じていることを指摘している。具体的には、回答の7割ほどが「経験がないまたは少ない」を、5割ほどが「情報や知識が不足している」を挙げており、教員自身が現状では十分な対応をすることが難しいことを実感している様子がうかがえる。また4割ほどが「学校の体制が整っていない」と「周りの理解が得られるか分からない」を挙げたとしており²³⁾、教員間のセクシャルマイノリティに対する理解・認識の差が大きいことに加え、セクシャルマイノリティへの対応を積極的に行っている教員がまだ少数派である現状が垣間見える。

(3) 児童生徒へのセクシャルマイノリティに関する教育の実際

日高(2015)によると、73.0%が「性同一性障害について教育の現場で教える必要がある」と、62.8%が「同性愛について教育の現場で教える必要がある」と回答しているが、実際に「LGBTについて授業に取り入れた経験がある」と回答した者は13.7%に過ぎないという。また授業に取り入れられない理由を併せて尋ねたところ、42.3%が「教える必要性を感じなかった/機会がなかった」と、26.1%が「同性愛や性同一性障害についてよく知らない」と、19.1%が「教科書に書かれていない」および「教えたいと思うが教えるのが難しい」と、15.2%が「学習指導要領に書かれていない」と回答したと述べている⁴⁾。

安川・門田(2015)の調査結果には、自由記述の回答として「今知っている情報が正しいものなのか偏ったものなのか判断しにくい。」「指導方法がわからない。」「対応の仕方などどこで聞けばいいのか分からない。」「まだまだ心理的な抵抗感は強い。」「固定観念を変えるのはなかなか難しいと思われる。」「まずは教員の偏見を取り除くことが大切。」というものがあつたとして²³⁾が、これらの回答は授業に取り入れられない理由を裏付けるものだと言えるのではないだろうか。

2. 教員が直面している指導上の矛盾

教育社会学、学校社会学分野を中心に、日本のジェンダー教育に関する研究の蓄積はなされてきた。その中で河野(2014)は、学校におけるジェンダー・バイアスについて「制度的に男女平等が意図されているのに、現実との間に齟齬がある」⁷⁾としており、その理由として「教科書にみられるジェンダー・バイアス」と

「授業時の教師の行為」による「隠れたカリキュラム」を挙げている⁷⁾。

(1) 教科書に内包される性別二元制と異性愛主義という「隠れたカリキュラム」

河野(2014)は、教科書のもつ2つの側面を指摘している。その1つは「公式カリキュラムに基づいて作成される教科書が男女の性別に関するステレオタイプを含んでおり、それが隠れたカリキュラムとして機能し、『女の子らしさ/男の子らしさ』といった性役割を学習させてしまう」⁷⁾という側面である。そしてもう1つの側面を、「作成者の性別の偏りやジェンダーの意識の不足だけでなく、その教科じたいがもつ教科観や教科の土台やとなる学問が拠って立つ学問観の影響もある。」⁷⁾としている。

前者については、例えば保健体育では「教科書には、『思春期になると異性への興味や関心が高まり、これまでとはちがった感情をもつようになります』、『思春期は、性機能だけでなく、性にかかわる意識も大きく変わっていく時期です。男女ともに異性への関心が高まり、性的な欲求も強まっていきます』など性愛の対象として異性のみが言及されている。」(小宮, 2010)⁶⁾という具合に、異性愛が当たり前のように表現されているという。そして、このような異性愛を当然のこととした表現は他の教科の教科書においても同様にみられているといい、一方で「同性愛の表出・表現は一般的ではない。例えば国語教科書においては森鷗外の『舞姫』のような異性愛をめぐる小説の掲載は一般的だが、三島由紀夫の『仮面の告白』のような同性愛をめぐる小説の掲載は一般的ではない。」(小宮, 2010)⁶⁾と述べている。

後者については、「作成者の性別の偏りやジェンダーの意識の不足」という点に関しては渡辺(2010)が、2005年度の高次教科書の検定結果公開会場において実見したものについて次のように紹介している。「第一学習社『改訂版 保健体育』申請本では、『エイズとその予防』の中の『生活最前線』というコラムにおいて、同性愛者であり HIV 感染者であることをカミングアウトした『せかんど・かみんぐあうと』(朝日出版社, 1995年)の著者大石敏寛さんを、学校現場で子どもたちに話をしている写真付きで紹介した。このコラムはこれまでの教科書にもまったく同じものが掲載されていた。しかし今回の検定では『不正確である』という検定意見が付き、コラムごと削除された」²⁴⁾。このケースは、教員や教科書の作成者とは異なる「教科書の検

定者」という立場にある者のセクシャルマイノリティや HIV 感染者に対する認識が反映されたケースといえよう。教科書作成には、こうした一部の作成に携わった者の認識や態度が少なからず反映されており、その認識や態度が必ずしも社会情勢を反映しているとは限らないことを意識しておかなくてはならない。

また「教科観・学問観」については、河野（2014）が「女性差別を標榜する学問や教科はなくても、学問観や教科観が西欧の白人男性中心の視点や経験に立脚している場合があり、それにしがたって教科書が作られると、教科書の使用によって、子どもたちにジェンダーに関する固定的なメッセージを伝えてしまうことになるかもしれない。」⁷⁾と述べている。とはいえ、このような「教科観・学問観」を排除して教科書を作成することは現実的に難しい問題であり、これらの学問や教科においては、教科書を使用して授業を実施する限りは、性別やジェンダーに対する偏った認識を児童生徒に伝えてしまうことを承知しておく必要がある。

このように、教科書には内包されている性別二元制と異性愛主義は、「隠れたカリキュラム」として学習指導を通じて、教員を媒介者として伝えられるものである。そして教科書からの情報は、教員一人ひとりのセクシャルマイノリティに対する認識や態度とは無関係に児童生徒に伝えられている。「このようなカリキュラム構成において個々の教師がジェンダーの再生産に加担しないようにするのはそう簡単ではない。」（河野，2014）⁷⁾のも教員が直面している現実なのではないだろうか。

（2）教員の言動にみられる性別二元制・異性愛主義という「隠れたカリキュラム」

小宮（2010）は、「一般に『正統な』文化の伝達機関であると考えられている学校において、教師によって『ホモネタ』が発せられ、それに無防備にさらされる状況こそが、『隠れたカリキュラム』として子どもたちに『なんとなく、いつのまにか』、すなわち無意識のうちに同性愛に対する偏見・侮蔑意識を植えつけ、ホモソーシャルな規範を形成せしめてしまっている」⁸⁾と述べている。佐倉（2006a）にその分かりやすい例が挙げられている。

「学校は基本的には男女平等を教えるところであるという側面は否定できない。反面、平等であるがゆえに『男女を区別すること』自体には鈍感な側面がある。いわゆる『隠れたカリキュラム』として指摘されてき

たような男女の別の五〇音順名簿や、制服・校則の男女差、持ち物の色分け、呼びかけるときの『さん』と『くん』などははや言うまでもない。他に『ハイ、じゃまず男の子立ってください〜』『女の子はこっちに並んでね〜』なども日常茶飯事におこなわれがちである。中学以降は更衣室や体育系部活動など、ますます男女別になる機会が増えていく。

こうした中で、すべての児童・生徒が『女か』『男か』そのいずれかに属さなければならない。そして、その前提で毎日の学校生活のすべてが動いていくし、『女か』『男か』によって、すべてがワンセットにパッケージされた『らしさ』に従うことが要求される。しかし、どちらに属することになるかにおいて、ひとりひとりの希望が通るとは限らないし、どちらでもないものに属することはできないことになっている。意に反して『女』『男』のいずれかに属することになるセクシャルマイノリティの子どもたちは、かくして居心地の悪い学校生活を強いられることになる」²¹⁾。

「先生」と子どもたちが呼ぶ者は、子どもたちにとってはいつの間にか「正しいことをする人」の見本となっていることが多い。そのお手本となる教員が行う言動だからこそ、「隠れたカリキュラム」として児童生徒に与える影響は大きいのである。当然、こうした教員の言動には、教員自身のセクシャルマイノリティに対する認識や態度が意識的もしくは無意識のうちに反映されていよう。だからこそ、佐倉（2006b）が「子どもたちにとって、学校という場が、そんな社会的障害物としてのジェンダー規範に出くわす主な場所になっているとしたら、たしかに『性同一性障害』は学校でつくられていると言えるのではないだろうか。」²²⁾と述べているような事態に至らぬようにするために、文部科学省は2010年及び2015年の通知を通じてセクシャルマイノリティの適切な理解を教員に対して求めたと考えられよう。

V. 今の教育現場におけるセクシャルマイノリティ児童生徒への対応の課題

これまで、日本の教育行政の動きを整理及び把握し、また先行研究を学際的に集約して、学校でのセクシャルマイノリティ児童生徒の現状および対応に当たる教員側の現状について個々に考察してきた。これらの結果をさらに総合的に考察すると、日本の教育行政のセ

クシャルマイノリティを肯定する動きが活発化したのは8年前のことであり、この間の急激な動きに対して、学校は明らかに順応できていない様子が見えてくる。加えて、行政が中心的な課題として対応を求めている事柄は「教育相談を中心とした当該児童生徒の心のケア」であるが、クシャルマイノリティ児童生徒が抱える問題を産み出している当事者の中に、心のケアを求められている教員自身が含まれているということが問題の核心にはあるだろう。

そこで、まず一人ひとりの教員がクシャルマイノリティに対する正しい認識・知識を持つための研鑽を積むことこそが、喫緊の課題として取り組まれるべきであろう。日頃の何気ない児童生徒のかかわりの中にみられるクシャルマイノリティに対する不適切な表現は、学校の文化とさえなっている感のある性別二元制と異性愛主義がその根本にあることが最大の課題となっているように思われる。こうした価値観からの脱却は、当然のことながら当事者である教員自身が取り組まなければ達成は不可能である。教員一人ひとりがこうした価値観に問題意識を持ち、まずはこうした視点からの教材研究を徹底的に行うことで授業時の不適切な表現をなくすよう努めることが必要となろう。また、こうした教員の問題意識を高めるために、現在実施されている教員の初任者研修や免許更新講習等の研修の中にクシャルマイノリティに関する項目もしくは科目を必須として加えるようにしたり、大学の教職課程における必須項目もしくは科目に選定したりすることも一定の効果が見られるのではないと思われる。

次に、教育相談、すなわち対処療法として心のケアを中心としての対応を前提にするのではなく、日頃の全児童生徒へのかかわり、すなわち生徒指導上の取り組みの改善・向上を目指して学校での対応が行われることが課題と言えよう。クシャルマイノリティについての理解を促すかかわりは、本質的には性教育の中で保健体育の授業を中心に展開されるものであろう。しかしながら、教科書を使用して授業を行う現状の学校教育の枠では対応が難しいと言わざるを得ない。だが生徒指導のスタンスならば、教員のみのかかわりに終始せず、スクールカウンセラーや外部の専門家等といったより正しい知識を持った者から全児童生徒への情報の伝達を行うことが可能となる。また現在スクールカウンセリングの中で積極的に行われるようになってきている「予防的・開発的なカウンセリング」も、実際には生徒指導の一環として実施が可能である。つ

まり容易に児童生徒への啓蒙・教育活動が展開できるのだ。

もう一つは、このクシャルマイノリティ児童生徒を取り巻く環境を変えるためには、日本の教育界全体が一体となって性に対する価値観の変革を進めることが課題となろう。すでに取り上げたように、学校での性に対する認識の前提は性別二元制と異性愛であり、これが教科書に内包されていたりその選定過程でも影響を与えたりしているという現状をこそ真剣に改善していく必要があるだろう。そのためにも、現場で教育に携わる教員のみならず、教育に携わる者一人ひとりがクシャルマイノリティに対する認識を正していく必要があるだろう。

注

- (1) Lesbian (レズビアン：身体の性と自認する性は一致(女性)するが指向する(好きになる)性も女性)、Gay(ゲイ：身体の性と性自認は一致(男性)するが性的指向も男性)、Bisexual (バイセクシュアル：性的指向が両性(身体の性と性自認はいずれでもよい))、Transgender(トランスジェンダー：身体の性と性自認が一致しない)の頭文字をとった呼び方。それぞれを主体的に呼ぶことができることから、この言葉が使用されることが多くなってきている。
- (2) LGBTIはLGBTにIntersex(インターセックス、性分化疾患：身体の性が生まれつき典型例ではない状態)の頭文字を加えた呼び方。SOGI(ソジもしくはソギと読む)は性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を組み合わせた言葉で、あらゆる性的指向(異性愛、同性愛、両性愛、無性愛(好きになる対象がない))の人々およびあらゆる性自認(シスジェンダー(身体の性と一致している)、トランスジェンダー)の人々をすべて含めて呼ぼうとする言葉。
- (3) 1994年8月7日付の読売新聞には、会談は「同省が昭和54年に発行し、現在も使われている生徒指導用のパンフレットの中で、同性愛を倒錯型性非行のひとつとして『専門機関による治療が望まれる』と記述していることに対し、次官を通じて改善を申し入れるのが目的」と記述されている。
- (4) Transgenderを具体的に表現する言葉。FTMは身体を女性(Female)から男性(Male)に変えたいと思っている人「Female to Male」の略。MTFは身体を男性(Male)から女性(Female)に変えたいと思っている人「Male to Female」の略。
- (5) この通知の中には、別添として、2010年2月に報道された埼玉県の子のケースの対応の詳細が事例として紹介されている。
- (6) 「いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン」は活動団体の名称なので、句点は文中でもそのまま使用

している。

引用文献

- 1) 朝日新聞 (2017) LGBT の教員研修, 全国 6 割で実施文科省通知で対策(2017年 5 月 26 日). <http://www.asahi.com/articles/ASK4T3SV6K4TUTIL02N.html>, (参照日 2017 年 11 月 19 日).
- 2) 日高庸晴, 木村博和, 市川誠一 (2007) ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート 2, 厚生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間の HIV 感染対策とその評価に関する研究」成果報告: 1-35.
- 3) 日高庸晴 (2017) LGBT 当事者の意識調査～いじめ問題と職場環境等の課題～(ライフネット生命委託調査), http://www.health-issue.jp/reach_online2016_report.pdf, (参照日 2017 年 11 月 19 日).
- 4) 日高庸晴 (2015) 個別施策層のインターネットによるモニタリング調査と教育・検査・臨床現場における予防・支援に関する研究 (平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業), <http://health-issue.jp/kyouintyousa201511.pdf>, (参照日 2017 年 11 月 19 日).
- 5) いのちりスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン (2014) LGBT の学校生活に関する実態調査 (2013) 結果報告書, <http://endomameta.com/schoolreport.pdf>, (参照日 2017 年 11 月 19 日).
- 6) 小宮明彦 (2010) 「隠れたカリキュラムと」とセクシャリティー構造的暴力/差別としての異性愛主義的學校文化ー: セクシャルマイノリティをめぐる學校教育と支援増補版ーエンパワメントにつながるネットワークの構築に向けてー(加藤慶, 渡辺大輔編), p.87-102, 開成出版, 東京.
- 7) 河野銀子 (2014) カリキュラムの諸相: 教育社会とジェンダー(河野銀子, 藤田由美子編), p.50-64, 学文社, 東京.
- 8) 厚生労働省 (2012) 自殺総合対策大綱ー誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してー, <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyo/kushougai/hokenfukushibu/honbun.pdf>, (参照日 2017 年 11 月 21 日).
- 9) 厚生労働省 (2015) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について, http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4475/00190823/2704%20kuni-tuuti_seidoutuseisyougai_kouinnari.pdf, (参照日 2017 年 11 月 21 日).
- 10) 松本洋輔 (2016a) 日本精神神経学会の「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン (第 4 版)」に基づく診療, 医学の歩み第 256 巻第 4 号, p.280-285.
- 11) 松本洋輔 (2016b) 「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」と診療の実際, こころの科学第 189 号, p.73-78.
- 12) 文部科学省 (2010) 児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について(通知), http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoy/1348938.htm, (参照日 2017 年 11 月 19 日).
- 13) 文部科学省 (2014) 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について, http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1322368_01.pdf, (参照日 2017 年 11 月 21 日).
- 14) 文部科学省 (2016) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る, 児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け), http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf, (参照日 2017 年 11 月 21 日).
- 15) 文部省 (1979) 生徒の問題行動に関する基礎資料ー中学校・高等学校編ー, p.38-64, 大蔵省印刷局, 東京.
- 16) 文部省 (1986) 生徒指導における性に関する指導ー中学校・高等学校編ー p.1-18, 大蔵省印刷局, 東京.
- 17) 永易至文 (2015) 第 12 話 同性愛の犯罪化, 日本はどうだった?: 虹色百話ー性的マイノリティへの招待, <https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20150917-OYTEW55199/>, (参照日 2017 年 11 月 21 日).
- 18) 中塚幹也 (2017a) 性同一性障害, 性的マイノリティ, LGBT の基礎知識: 封じ込められた子ども, その心を聴くー性同一障害の生徒に向き合うー, p.1-32, ふくろう出版, 岡山.
- 19) 中塚幹也 (2009) 性同一性障害の生徒の問題に向き合う: 中学保健ニュース第 1447 号付録, p.2-3, 少年写真新聞社, 東京.
- 20) 中塚幹也 (2017b) LGBTI 当事者のケアに向けた学校と医療施設との連携: 教育と LGBTI をつなぐ (三成美保編), p.75-106, 青弓社, 東京.
- 21) 佐倉智美 (2006a) 制度としての学校の中のセクシュアルマイノリティー学校歴社会と居場所のなさーと葛藤: 性同一性障害の社会学, p.162-164, 現代書館, 東京.
- 22) 佐倉智美 (2006b) 幼児教育と学校ジェンダー問題ー「性同一性障害」は学校でつくられる!?: 性同一性障害の社会学, p.151-161, 現代書館, 東京.
- 23) 安川優・門田文 (2015) 「性の違和感や迷いを感じる児童生徒」に関する学校の現状, 大阪教育大学紀要第 V 部門第 64 巻第 1 号: 99-115.
- 24) 渡辺大輔 (2010) 学校における同性愛者の「消され方」「現れ方」: セクシャルマイノリティをめぐる學校教育と支援増補版ーエンパワメントにつながるネットワークの構築に向けてー(加藤慶, 渡辺大輔編), p.103-108, 開成出版, 東京.

参考文献

- 中塚幹也 (2017) 封じ込められた子ども, その心を聴くー性同一障害の生徒に向き合うー, ふくろう出版, 岡山.

(平成 29 年 11 月 27 日受付)
(平成 30 年 1 月 17 日受理)

